

Eマーク認証の申請について

1 富山県地域特産品認証制度とは？

富山県産の優れた農林水産物を使った加工食品に、認証マーク（Eマーク）を付ける制度です。一定の基準（使用原材料や製造方法等）を満たした商品に、Eマークを付けることによって、商品の付加価値を高め、販路の開拓や取引の円滑化に役立てるものです。

2 対象品目

農産物	米菓、かんもち、生もち、清酒、かぶら寿し、農産物漬物、食用植物油脂類、干柿、ジャム類、豆腐、油揚げ、米みそ、お茶類、パン類、乾めん類、ワイン、豆菓子、果実・野菜飲料、煮豆、乾燥野菜・果実類、焼き菓子、ます寿し、調味みそ、柿酢・柿酢調味料、五平餅、炊飯加工品
畜産物	ロースハム、ポークソーセージ、焼豚、アイスクリーム類、豚肉餃子、加熱たまご、プリン、ナチュラルチーズ、ヨーグルト
水産物等	ホタルイカのしょうゆ漬け、ホタルイカの塩辛、シロエビの昆布じめ、ブリ大根、煮干魚類、魚介類干物（一夜干し、みりん干し含む）、かき揚げ類

※対象品目に含まれないものは、個別にご相談ください（次回以降対象とすることを検討）

3 Eマーク認証の要件 ※品目ごとの認証基準をご確認ください。

主な原材料が富山県産又は富山県内の伝統的技術・技法で製造されたもの

4 認証までの流れ・提出書類

書類審査、申請商品の品質検査、現地調査を行い、基準に適合するかどうかを審査します。現地調査は、申請受領後に別途調整します。

以下のとおり、各審査に必要な書類等の提出をお願いします（**期限厳守**）。

（1）書類審査について

① 提出期限 **令和6年10月11日（金）必着**

② 提出先

・郵送の場合：〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル
市場戦略推進課 消費・販路拡大係 宛て

・メールの場合：ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp

- ③ 提出書類 1) から 7) までの該当文書 各 1 部

様式は、県 HP ([富山 Eマーク](#)で検索) からダウンロードできます。

- 1) 地域特産品認証申請書 (様式第 1 号)
- 2) 製造所の平面図
- 3) 製造方法及び過程を表したフローチャート図
- 4) 主要原材料の出荷元が確認できるもの※
※「出荷証明書 (別紙 3 の 1)」、「自家生産申出書 (別紙 3 の 2)」又は「使用原料申出書 (別紙 3 の 3)」のいずれか
- 5) 申請に係る食品の製造又は販売について法令等の規定により許可等を要する場合は、その許可を受けたことを証明する書類の写し
〔例: 「営業許可指令書」の写し
許可制でないものは食品衛生責任者を証するものの写し 等〕
- 6) 一括表示を添付した商品パッケージ (実物)
- 7) パン類のうちジャム類使用の場合は、「パン類におけるジャムの使用原料申出書」

(2) 品質検査について

- ① 提出期限 **令和 6 年 10 月 11 日 (金) 必着**
- ② 提出先 〒939-8153 富山市吉岡 360 (TEL 076-429-5400)
富山県食品研究所 寺島副主幹研究員 宛て
- ③ 提出物 申請商品の実物 1 商品につき 2 点
※ジャムは、200 g を提出
- ④ 備考 豆腐等、変質の早い商品は、月・火・水曜日着としてください。

(3) 現地調査について

原材料の管理、製造工程等について担当者が調査に伺います (日程は後日連絡)。

(問合せ先)

富山県農林水産部市場戦略推進課 消費・販路拡大係
TEL : 076-444-3271 FAX : 076-444-4407